

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当	文書取扱主任							

第8回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成19年12月11日（火曜日）	開会：13時30分	閉会：17時55分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、	事務局	飯沼事務局長	
	委員外議員～窪之内、清水、関藤、本間、大谷、田村		田湯副主幹	
	山腰、井上、水口		寿崎主任主事	
欠席委員	なし			
説明員	別紙のとおり			
議件	別紙のとおり			
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。			
	（1）生活保護費の不正受給事件について			
	○所管事務等に対する通告質問について（酒井委員）～ 別紙			
	2 その他について			
	なし			
	3 次回委員会の日程について			
	正副委員長に一任することに決定した。			
	上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 印			

平成19年12月11日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成19年12月 4 日付け滝議第144号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

会計管理者兼理事	谷田部 篤
保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
保健福祉部福祉課主任主事	大 崎 直 樹
総務部行政経営室長	五十嵐 千夏雄
総務部財政課主任主事	須 藤 公 夫

(総務部総務課総務グループ)

第8回 厚生常任委員会

H19.12.11(火)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

（1）生活保護費の不正受給事件について

（資料）福祉課

○ 所管事務等に対する通告質問について（酒井委員） ～ 別 紙

1 生活保護不正受給

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第8回 厚生常任委員会

H19. 12. 11(火) 13 : 30～

第 一 委 員 会 室

開 会 13 : 30

委員動静報告

委員 長

全員出席。議長出席。

委員外議員～窪之内、清水、関藤、本間、大谷、田村、山腰、井上、水口
HTB、STV、UHB、毎日新聞、北海道新聞、空知新聞社、市民の傍聴を許可。

1 所管からの報告事項について

委員 長

(1)を説明願う。

(1)生活保護費の不正受給事件について

居林部長

委員会の冒頭で先日晒した資料の訂正とおわびを申し上げる。

佐々木参事

前回の委員会で配付した資料だが、一部間違いがあったため本日改めて配付させていただくとともに、訂正箇所について説明させていただく。前回の委員会で18年3月分の120万円について説明させていただいたが、さらに滝川市内において市立病院まで利用した分の3,650円と4月分の6,950円も漏れていたもので今回加えさせていただいた。資料の2枚目以降に領収書を添付しているが、これらは滝川市内のタクシー業者であり、タクシー会社に迷惑をかけないように配慮して黒塗りにさせていただいた。また平成19年度分について前回は10月締めで示した経過があるが、11月分について片倉勝彦、ひとみを合わせた8日分の445万円についても漏れていたもので今回加えさせていただいた。11月分については11月1日から8日までの8日分の利用であり11月16日に支払ったものである。それ以降も請求は来ているが、現在は支払いを留保しているところである。間違った資料を配付したことについて改めておわびさせていただく。大変申しわけなかった。

居林部長

きょうは12月5日に行われた北海道特別監査の講評、7日の厚生労働省のヒアリング結果、前回提出を求められた資料について説明する。北海道特別監査については11月21日に道職員2名により行われ、12月5日に道職員の方が来庁し口頭で監査講評が行われた。内容は、処遇困難ケースへの組織的対応が不十分だったとした上で、片倉勝彦容疑者が当初主治医の判断で札幌へ通院したことはやむを得ないが、妻のストレッチャータクシーの必要性は不明確。また地元医療機関への積極的な転院指導をすべきだった。タクシー料金の妥当性や民生委員との連携が不十分。改善事項としては、このたびの不正受給事案の発生原因や問題点を検証し、再発防止策を講じることとされている。後日この改善事項については文書で通知され、2カ月以内に改善内容を道に報告することになる。厚生労働省のヒアリングについては12月7日14時、厚生労働省社会援護部援護局総務課指導監査室に赴き、指導監査室長より生活保護に対する国民の関心の高まりや北九州市の保護問題、今回の滝川市の不正受給の問題は非常に大きな問題ととらまえているとの話があった。その後別室で道職員2名、滝川市職員2名が監査指導室及び保護課職員からヒアリングを受けた。今回の事件の状況報告を行ったが、北海道に対し特別監査の内容や今後の監査のあり方、考え方などがヒアリングされ、滝川市は今年1月の道監査の折のやりとり、検証委員会の中身などについて話をした。滝川市の保護決定の事務処理の流れや移送費支出の判断基準、またこれからの滝川市での取り組みなどについて資料提

出を求められたところである。今後私どもの福祉事務所のヒアリングが何度か予定されると思われるので、北海道とも協議をし、こうした資料の作成や提出、市の対応や改善策についてきちんと説明をしていきたいと考えている。厚生労働省としてはそれらを受け、滝川市の移送費支出が適正であったかどうかの判断をすると思われる。ではきょう配付した資料について説明する。

(別紙資料に基づき説明する。)

前回同様、要求された資料やきょう提出した資料については、個人情報保護法のある中で法務担当とも協議をし、議員活動ということで最大限議員の皆さんに提供したものである。この配付資料については守秘義務を要している議員の皆さんにおいては慎重な取り扱いがされるものと判断している。そういった意味で議員だけに配付させていただいたので了解願う。きのう、きょうの新聞で板倉容疑者、片倉容疑者が処分保留で釈放、片倉勝彦容疑者、ひとみ容疑者は覚せい剤使用の疑いで再逮捕という報道があった。詐欺事件についてはお金の使途がはっきりしないため処分保留となったが、私どもは今後も引き続き捜査が行われると聞いており、警察に協力をしていく考えである。

委員長 説明が終わった。委員の方から十分な質疑を受け、その後委員外議員から質疑を受けるが、会派の代表が委員にいる場合は漏れた部分のみの質疑を受ける。質疑はあるか。

渡 辺 昨日の夕刊、テレビ等を見て市民はさらに怒り、さまざまな電話が来た。議会も警察に依頼をしているということで、いろいろな事柄において守秘義務を課せられている。プライバシーということでちゅうちょしているうちに結局詐欺の起訴が先送りやだまし取った使途の特定ができないなどあやふやなことでは、市民の怒りはさらに大きくなる。それらを前提にして資料要求を申し上げたい。4点ある。1点目は平成18年3月から19年10月までの日々の医療費一覧表。2点目は日々の通院証明。3点目はケース台帳、4点目は平成17年5月、札幌に引っ越したときの引っ越し代の領収書と見積書、平成18年3月に札幌から滝川へ引っ越したときの領収書と見積書。以上の資料要求をしたい。

① 覚せい剤で逮捕された2人の前科について公表できるのか。前科の件数だけでも公表願う。そしてそれはいつごろから把握をしているのか。

② 2人の札幌の主治医が内臓疾患と覚せい剤常習の因果関係を診断できなかったということになる。医者として瑕疵があるのではないか。

③ 2人の診断についても疑惑が多いのではないかと市民は言っている。病院や医者を責めることができないというが、市としてどのような対応をしているのか。

④ 警察の動きや働きかけについてだが、片倉容疑者の活動、情報として、18年3月に元組員とわかっていたのではないか。その時点で警察との情報交換はどうだったのか。

⑤ タクシー利用について警察に訴えたのは本年の6月ごろと発表されているが、本当に警察に訴えた時期はいつか正確に言ってほしい。

⑥ 月に600万円以上も支払っていたことを警察に知らせたのはいつごろか。

委員長 前回までに解明された部分もあるので、それ以外の答弁でよいのか。

渡 辺 はい。

委員長 資料要求の4点だが、札幌から滝川に来るときは札幌の経費である。所管に確認する。

居林部長 以前の委員会でも話しているが、今回事件になっているのは移送費の部分であ

る。それは警察で捜査が進んでおり、厚生労働省でも移送費に関して調べるということである。前回は申し上げているが、移送費以外に提出できる資料は持っていない。また医療関係、引っ越し等に関しても移送費と直接関係がないと思われる。ケース台帳は膨大なものであり、個人情報そのものなので出すとすればほとんどが黒塗りになる。通院証明も個人情報にかかわってくる部分は黒塗りになるが、移送費にかかわる部分なので提出は可能である。

渡 辺 覚せい剤と病状の因果関係は極めて深いと思う。覚せい剤を使った病状と別々のものではないと思う。したがって移送費関係だけを滝川市議会で検討することは市民が納得しない。今病状が問題となっており、体調がこうだったから通わなければならなかったという話である。通院証明や医療費の一覧表を拒否されてもいいが、覚せい剤を使っていた身体の診察がどうだったのか。覚せい剤との因果関係があると思うので強く申し入れる。見解を求める。

委 員 長 所管からの説明で通院証明は出せると回答をいただいているので、再度聞いてもまた同じ回答になる。

渡 辺 きょうの段階では医療費の一覧表も強く要求しておく。出せないということであればそのように受けとめる。

委 員 長 ほかには何かあるか。

酒 井 医療費の問題は非常に重要な問題だと思う。黒塗りで出せない部分があったとしてもどのように病院にかかっていたかは移送費とも絡む問題である。全く別の問題だと思えない。私もこれは必要な資料だと思うのでぜひ提出していただきたい。

居林部長 個人情報であり、レセプトを出すとなればそれこそ膨大な量になり、真っ黒くなる。月ごとの医療費の額でもいいのか。

委 員 長 渡辺委員、それでよいか。

渡 辺 納得できない。日々の医療費一覧表を出していただきたい。ほかの委員の意見も聞いていただきたい。

委 員 長 先ほどの説明では今回の事件に関しては移送費の部分の事件を審議しているので、この段階で所管で出せないということであれば納得いただくことになる。それでは渡辺委員の質疑に関して答弁を求める。

居林部長 ① 前科についてだが、当然生活保護の決定の折にその方の前歴等を調べる。その中で本人からの話や一部裏づけをとることもあるが、そういった前科については把握をしていない。

③ 札幌の主治医に対して云々ということだが、覚せい剤に関しては警察の捜査で明らかになった部分なので、この件に関して主治医とはやりとりをしていない。

② 医者の診断に問題があったということだが、今答弁したとおり把握をしておらず、それについてこれから対応することにもなり得ないと思っている。

越前主査 ④ 警察との連携だが、片倉夫婦が滝川市に再転入して来たときは、当時の査察が電話で現在暴力団なのかどうかを確認したと聞いている。

⑥ 金額を警察に正確に伝えているかについてだが、警察にはかなりの量の資料を提供しており、その中に含まれている。

⑤ 以前から警察と情報交換をしていると答弁させていただいているが、こちらから調べてほしいという話を6月にしている。

渡 辺 顧問弁護士がついている滝川市は覚せい剤と内臓疾患との因果関係を把握していないということであり、これからはやる気がなく、無関係だという答えだ

と思われる。滝川市が医療機関との対応をしっかりとできないのであれば、議会の調査権を使ってやりなさいという市民が多い。弁護士までついている滝川市が、覚せい剤や内臓疾患との因果関係、主治医との関係を把握する気がないまままでいいのか。市民は納得しないと思う。市は因果関係を把握してこそ、この事件の全容が把握できると思う。その辺について再質疑したい。

委員長 今のは意見と扱っていいか。

渡 辺 顧問弁護士までいてそういう答弁でいいのか。市はしっかりと把握すべきだ。どうなのかと聞いている。

居林部長 覚せい剤の件については私どもも昨日の新聞で知ったところである。この詐欺事件ばかりではなく、片倉夫婦についてきちんと警察に協力をしていきたい。警察は当然職務として覚せい剤やもしほかの余罪があるとすればそれらの追及をと思う。その折に裏づけの捜査もされると思うので、私どもはだまされた移送費の部分についてさまざまな資料等を皆さんに示して審議をいただくものと思っている。

渡 辺 ① 片倉ひとみ容疑者は健常者ではないかといううわさがある。2人の主治医は同じ人か、別の人なのか。

委員長 ② ひとみ容疑者は消化器系、精神科系だが、どうして常時ストレッチャーが必要なのか調べているのか。

渡 辺 ② ストレッチャータクシーが必要だということは、前回資料として主治医の意見書が出ている。それ以上のものはなく以前と同じ質疑になる。

委員長 主治医が何人いるかということについては。

渡 辺 その部分はいいい。2人の主治医は別の人なのか答弁願う。

越前主査 ① 以前も説明していると思うが、同じ主治医もいるし、別々の主治医もいる。同一でも別々でもいいが、どの主治医もストレッチャータクシーが必要と言っているのか。

渡 辺 その件についても以前に話している。すべての主治医がストレッチャータクシーを必要と言っているわけではない。

委員長 前回までにそういう説明は何回もしているので、同じ質疑をしないよう注意願う。

渡 辺 今年2月に市長、副市長は監査委員に指摘され、福祉事務所に違法性がないかと確認をしたそうだが、福祉事務所はないとの返事にとどまった。この時点でなぜ市長、副市長の職権による支給停止をしなかったのか。3月から10月の8カ月分5,000万円程度となるが、容疑者というよりは市役所の瑕疵、見逃しが問題なのではないかと思われる。

居林部長 先般違法性がないと報告を受けたので、その時点で職権でとめることにはならない。

渡 辺 福祉事務所長、市長、副市長は、違法性はないと言っているが、生活保護法第28条に照らして誠実に執行しなければならないはずである。口頭で違法性がないと言ってもどこに違法性がないのか。地域の医療機関と連携をとり、検診を行って、札幌の通院が必要なのかどうかを滝川市が主体的に決めなければならないと思う。当人が決めたり、札幌の医者と相談してどうこう決める問題ではない。嘱託医が札幌への通院が必要だと下したものはない。そういうところを見ると第28条を誠実に執行していないのでまさに違法ではないか。病状と病院の関係は重い問題である。福祉事務所長は今問題にしないようなことを言っているが、とんでもないことである。本当に違法性はないのか。

居林部長 先般も第28条の話があった。保護の実施機関は保護の決定または実施のため必要があるときは要保護者の資産状況、健康状態、その他調査することができるという条文である。私どもは保護の決定段階では当然資産調査なども行う。就労ができるかできないかも重要な要素である。渡辺委員の言うような中身において法的に問題があるのか。私どもはこれが不十分だったから今回のような移送費の支出に至ったのか。検証委員会には法律の専門家もいるので、さまざまな調べがされている。これに抵触をしないという中で判断をして今回の移送費の支出をしているが、その判断については検証委員会に任せたいと思っている。抵触しないかどうかは検証委員会でいろいろと問題になると思う。次に北海道の責任について伺う。今年1月に道の監査へ資料を提供、相談して、結局医師の診断だから問題がないと言ったそうだが、今になって不適切ということが言われている。だからこそ厚生労働省にも一緒に行くのでないか。適切であれば厚生労働省に一緒に行くのはおかしいと思うが、その点について道も十分責任があると思う。いかがか。

渡 辺 今回厚生労働省のヒアリングには道の方も呼ばれ、道の責任云々についてはこれから厚生労働省のほうでさまざまな調査をし、そういった判断も出るのかもしれないが、今の段階で私どもが道に責任があるということにはならない。

渡 辺 ① 国へ全額返済というものを早々に打ち出した真意は何か。
 ② 正当な支給金額はいくらか。詐欺のあった金額はいくらか。移送費の150万円だけが問題となっているが、それでは市民は納得しない。2億3,000万円をめぐる検討は極めて大事だと思うが、いかがか。
 ③ 市民はどんな形にしても市費から返済するのはまかりならぬ。市長や職員で弁償しなさいと言っている。市費で解決しようとするときは市長の一大決意になると思う。市民合意のない中で安易に全額返済を言うのはおかしいのではないか。
 ④ 容疑者に返還命令するという情報もあるが、返還に応じるだろうか。警察が調べても使途不明で迷宮入りである。市民は全く納得できない結果になるのではないかと思う。返還についてどのような見解なのか伺う。

委 員 長 国に返還をする話は出ていないので答弁はいらない。被害額150万円についてだが、警察に立件されているのは150万円だと何回も委員会で説明している。今の段階ではそれ以上の説明はない。所管で答弁はあるか。

居林部長 ② 詐欺の部分は警察に捜査をお願いしている。厚生労働省は多額の移送費についてきちんと調べると言っている。私どもはそれらに最大限協力をしていく。今後明らかになっていくと思っている。

渡 辺 検証委員会の立ち上げについてだけ、市長みずからの不祥事を身内やみずから選んだ第三者委員に検証をしてもらう体質、思想が問題だと市民の間では話題になっている。常に議会へ報告をされると言われているが、この小さな委員会への報告となる。せめて第三者委員会に議員を加える気はないのか。

委 員 長 検証委員会は動き始めており、人選について所管に答弁を求めても答えにならない。

渡 辺 もちろん進んでいることはわかる。答えなければそれで結構だが、市民の納得するような第三者委員会をしっかりとやってもらいたい。

委 員 長 他に質疑はあるか。

酒 井 ① 今回の件について道の特別監査が行われ、国のヒアリングも行われた。警察では先ほどの説明のとおり詐欺罪で保留となり、別件での逮捕という状況に

なっている。報道では、滝川市の審査がずさんだったため慎重な捜査が必要になったと言われているが、このことは非常に重要だと思う。最初滝川市はだまされていたと被害者の立場での答弁だったが、これまで委員会が進むにつれ答弁は変わり、滝川市として対応に問題があったと認めている。審査がずさんであったという報道を見て現在福祉事務所としてどのように感じているのか伺う。

② 前回の委員会において札幌で利用していた計2回分の資料が出された。ここでは札幌の福祉事務所の決定額が20万円となっている。これをそのまま滝川でも受け入れたということである。なぜ20万円を受け入れたのか根拠を示す書類を提出していただきたい。先ほどケース記録については個人情報に関係もあるとの話だったが、こうした根拠を示す部分については出していただきたい。

③ 前々回の委員会でも質疑したが、容疑者が本当に病院に行っていたのか送迎のときにチェックをしていないと言われていた。これはやはり重大な瑕疵だと思う。送迎のときにチェックをしなかったのはなぜだったのか。今の時点で当時の答弁と変わるものがあれば示していただきたい。

④ 札幌の事務所との引き継ぎについて伺う。札幌から滝川に引っ越してきたときに書類だけの審査で済まされ引き継ぎがうまくいかなかったと答弁されている。その時点で札幌に対して問い合わせもしていないと答弁されていた。なぜそういった状況がありながら札幌へ問い合わせをしていないのか。今だに札幌へ照会をしていないのか。

⑤ 事務手続上に関しては問題があったということで、これまで何度かおわびをしている状況ではあるが、金額について問題があったとは聞いていない。一般的に、1回当たり20万円、25万円、月当たり百数十万円といった多額な金額がかかるというのは、事務手続上は正しいが、市民的には正しくないというもので済まされないと思う。現在滝川市の審査がずさんだったと言われているが、金額については事務手続上適正なものだと言えるのか。

⑥ 医療扶助検討票について伺う。通常給付要否意見書であるものを医療扶助検討票に代えてタクシー通院を認めることができる。これがストレッチャータクシーなどを使う根拠として出されると越前主査は話された。この中ではいつ急変してもおかしくない状態であることが書かれている。そこで問題になるのがこの医療扶助検討票はだれが書いたのかということである。これまでの答弁では主治医から聞き取った部分だとの話だったが、実際にその旨を書いたのかといえば全く不明である。担当がストレッチャータクシーを認めるために所見で悪いというものをそのまま書き、それをもとにやってしまったというものになりかねないと思う。それに対しての指導、意見なども全く示されていない状況である。こうした部分についてどのような考えか伺う。

居林部長

① 新聞報道で滝川市福祉事務所の審査がずさんであったがためという表現があったことは私どもも承知をしている。この委員会の中でも何度も申し上げているとおりいろいろなポイントでこうすればよかった、ああすればよかったと悔いている部分が全くないと言えようそである。ただこれから検証委員会が正式に洗い出しをするものだと思っている。

⑤ 金額がまずかったかどうかについてだが、私どもは札幌市の20万円を踏襲をしているので、その妥当性についても今後生活保護移送費の法的な解釈をする厚生労働省で判断されると思っている。

越前主査

④ 札幌との引き継ぎがうまくいかなかったと答弁した記憶はない。転入前か

らこちらの担当、査察が札幌の担当と電話などでやりとりしており、文書でもいただいている。当時の引き継ぎはきちんと行われている認識でいる。

⑥ 医療扶助検討票についての件だが、担当が医師の話を聞きながら書いているわけだが、今の質疑では担当が医師の意見を曲げて都合のいいように書いたということか。

酒 井

主治医の意見として書かれているが、主治医が書いているとは思えない。担当が聞き取りをして書いていると思う。これを書いたのはだれなのか。

越前主査

主治医の意見を担当が曲げて書いたのではということか。

酒 井

そういうことではない。次の通告質問で何う問題でもあるが、ここで聞きたいのは嘱託医の意見というものが文章で出ていない。主治医の意見としては黒塗り部分を除けばストレッチャーが必要としか書かれていない。それを元にしてストレッチャー利用を認めたのかとの質疑に対し、医療扶助検討票があり、これを元に出していると言った。ここに出てきた医療扶助検討票では主治医の所見としてずらりと書かれており、現在の症状として担当者の意見がつけ加えられている。これで見ると主治医がすべてを書いているとは思えない。主治医から聞き取って担当が書いていると思う。この検討票が元になりストレッチャータクシーを認めるということが今までの説明なので、ここが崩れればすべて崩れてしまう。給付要否意見書が元になっていると最初に言っていたのが、実際はそうではなく今はこの医療扶助検討票こそがストレッチャータクシーを認める根拠なのでこれを書いたのは一体だれなのか。その主治医がこのとおり述べていたのかどうかを保証する担保があるのか。担当が曲げて書いたという問題ではなく、そのまま書かれるものなのかどうか。例えば担当が勘違いして書いてしまうと、そのまま示されてしまうようなものであったのかどうか。どのくらいの重さがあるのか。かなり重たい書類だと思うのでその点を伺いたい。主治医の意見を正しく聞いて担当が書いていると私は判断している。

越前主査

送迎のチェックに関して答弁願う。

委員長

③ すべてではないが、送迎の状況を確認しているときもある。

越前主査

酒 井

① 20万円という金額の妥当性について、驚くべき発言だと思う。厚生労働省が判断すると。この金額がどう見ても妥当でないことは、改めて言うまでもなく、前回で1回20万円のタクシー代が計6回120万円を立てかえ払いできるかといえは出せるわけがない。それを市民感情的にはおかしいかもしれないが、書類的、事務手続上では問題なかったと済まされることではないと思う。検討委員会や厚生労働省で判断されるものであり、所管で判断されるものではないと先ほどの答弁のように言ってしまえば、すべて検討委員会で判断することで答弁ができない、厚生労働省で判断することなので判断できないとなってしまう。これ以上聞いても全く話が進まないの、これについては問題だと厳しく言うておく。

② 送迎についてすべてではないが、確認したと言った。片倉容疑者夫妻をチェックしたことについて前に資料で出されているが、このうち送迎をチェックしたのは何回なのか。

越前主査

② 回数については細かく把握していない。

酒 井

最初の委員会から今回の委員会まで話していることが二転三転している。解明されてきたと思ったが、大きく変わった。全く示されなくなったというよりは検証委員会や国、道に任せるという姿勢に戻ったと思う。確認はしているが、回数を把握していない。これをずさんと言わず何をずさんと言うのか。この後

	通告質問があるのでそちらでは別の質問をするが、この件について一般質問等でもするので今回はこのくらいで終わる。
委員長堀	他に質疑はあるか。 今回の事件は最初から詐欺をしようという片倉の思惑がはっきりしている。市としてもそれを見抜けなかった。なぜ早期に発見できなかったのかは大きな問題だと考える。特に月に20回、30回という月もあり、それだけ毎日通わなければならない病気であれば、常識的には入院だと思う。滝川から札幌まで本当にそれだけ通わなければならないのか。かえって病気によくないと思う。そういう常識的な判断からして、この制度に問題があったのか、人的問題があったのか、どのように考えているか伺う。
居林部長	見抜けなかったことは非常に私どもも悔やんでいる。市長も申し上げたが、常識については私どもの福祉事務所でも今問われていると認識をしている。そこから辺も欠けている面があったと思っている。制度的に問題があったのではないかということだが、確かに金銭的な上限などが設けられていない。今後道や国との相談となるが、この滝川の事件を契機にそういったものの見直しもされていくのではないかと期待している。ただ何度も申し上げるが、私どもで見抜けなかった原因の1つ1つはきちんと検証をして改善していくし、検証委員会あるいは皆さん方の指摘についても真摯に受けとめて改善を図っていきたいと考えている。
委員長堀田	他に質疑はあるか。 酒井委員の通告質問にもあるようだが、会計責任者の関係で伺いたい。18年の12月から収入役欄に判を押してある。19年の6月からは会計管理者という形で押してある。最後に判を押すのは会計責任者だと思う。このような膨大な数字が出てきたときに、市長や福祉事務所におかしいという相談をしたのか。
委員長堀田	今の質疑だが、通告で出ている。 通告に出ているから質疑したわけではない。今までの委員会で市長だ、副市長だ、福祉部長だと言うが、その前に私は会計責任者だと思っている。会計責任者は当然最後に見て、最終的に判を押すので、何らかのアクションがあったのかだけを聞いてやめたい。
委員長	酒井委員から出ている通告書の（2）と同じ内容になるので、通告質問のときに何かあれば関連で質疑してほしい。
本間委員外議員	他に質疑はあるか。 ① きょう出された資料に基づいて質疑する。移送費の3月分が出てきて驚いたあげくに11月分も出てきた。本会議の市長に対する質疑の中でもそのことについては非常にショックであると述べさせていただいたが、またこのような形で出てきた。なぜこのようなことになったのか。 ② 支払いの状況だが、11月9日に起票して11月16日に支払いを行っている。その11月16日に滝川警察署に被害届を提出している。そこから逮捕に至るといった状況の流れの中で、16日に支払わなければならなかったのか。
居林部長	① 本間委員外議員からの指摘のとおりきちんと集計をした中で示したと思っていた。改めて関係書類を整理をしたところ3月、4月の移送分と11月分について訂正をしなければならないような非常にまずい処理があった。皆様に深くおわびをしなければならないと思っている。こういった追加で増額がされるということは非常に大きな問題だと思っている。それぞれ事務処理のあり方についてきちんと指導もするし是正を図っていきたいと思っている。

- ② 逮捕に至るまではいろいろ情報交換をしていた。その中で警察の捜査の邪魔になってはいけないということがあった。被害届を提出したのは16日の夕方である。警察の方が来て被害届けの提出になった。
- 本間委員外議員 ① 後から出てくるということは、意図があってやっているのではないかと誤解をされる。本当はそうなのか。意図的に隠しているのではないかと見えてしまうのでその辺についてもう一度伺う。
- ② 16日の夕方に逮捕をしたといっても、16日に払うという何らかの決まりがあり、払ってからでないと逮捕ができなかったのか。16日に支払った分に対する被害届なのか。16日に払ってからなぜ被害届を出すという段取りにならなければならないのか。被害届を出すのであればこの390万円ではなくてもそれ以前の分で被害届は出せたはずであり、390万円は払う必要のないものではないか。そこら辺の感覚がすべてにあらわれている事件と言わざるを得ない。なぜ16日に支払って16日逮捕なのか。見解を求める。
- 居林部長 ① 意図的に見えると言われても私どもとしては答弁する材料がない。しかしこういったことを隠す意図は全くなかった。単に書類をきちんと精査していた折に、そういったことが出てきた。単純ミスはあってはいけないが、移送費の支出についてすべて洗い出したのか私からも確認をとらなかったことも問題があるかと思う。誠に申しわけなかった。
- ② 11月16日の件だが、いつ逮捕をするのかといったタイミングなどは警察ではかられており、事前にそれを察知されては書類も含めていろいろなものが捜査の支障になると判断をした。また移送費の請求がきて金曜日に支払うのが通例だったのでそれを崩すことによっても捜査に支障になると判断をした。被害届が16日の晩とは察知をしていなかったが、片倉夫婦を逮捕していただくことを全面的に、第一に考えてその処理をした。
- 本間委員外議員 ① 11月の8日間に支払いした分について抜けていること自体が直近のことなので考えにくい。そのことに気がつかないこと自体が異常である。具体的になぜ11月の8日間についてどういう経緯で抜けてしまったのかももう一度説明願う。
- ② 確かに逮捕の邪魔にならないようにするといってもこれは振り込みをするという作業である。逮捕する以前から張り込んでいれば逃げもできない。なぜこの分を振り込んだのか。先ほども同じことを言ったが、そこら辺のお金について頓着がなさすぎると思う。
- 佐々木参事 ① 資料について再度精査をした中で、18年3月分と4月分の一部、19年11月分が抜けていたことが昨日判明した。これについてはチェック段階での甘さがあったと思っている。大変申しわけなかった。
- 本間委員外議員 チェックの問題ではなく、これはチェックをしなくても普通は忘れないものである。逮捕の日に支払った分についての金額だからチェックはしなくていいもの。これを知らないということにもならないし、忘れないものである。これを忘れたことに対して意図がなかったと理解したいがために聞いている。どういふことで、どういう部署が、どういうやりとりのミスで、といったことなどを聞きたい。例えば伝票がどこかに紛れ込んでいたとか、会議でこのことを出さないで10月まででいいと思っていたとか、具体的にどうしてこうなったのかを証明していただきたい。部長、もう抜けているものはないか。
- 高田副主幹 11月分を前回の資料のときに含めなかった理由は私の勘違いが大きいと思う。実は11月9日から15日までの請求も来ており、その分について支払うべきか

本間委員外議員 どうなのかと保留にしていた。その迷いがあったため、11月分として数字を入れなかった。11月9日から15日の分については弁護士に相談したところ払う必要はないとの結論が出て、金額が確定したと自分で思い込んでいた。前回は11月分がないと思っていて資料に含めなかった。

11月15日までの請求があり、それを払うかどうか弁護士と相談をしていたと。それを払わなくていいということで払わなかった。そしたらこの16日に払ったのも弁護士と話していたのか。それで合意の上で払ったのか。例えば、11月9日から15日までの請求があったことに対する情報開示に対しても積極的に行うべきだったと思う。そうすることにより時系列などがわかってくるのもっと積極的に情報を出していくという姿勢は必要だと思う。余計に払うか払わないか迷ったから忘れたのではなくて、迷えば迷うほど忘れないと思う。これ以上このことについて話をしても仕方がない。最後にもう抜けているものはないのかについて答えていただきたいし、出すべきだろうと思われるものがあったら早い段階で出されることを勧める。

居林部長 私も昨晚もうないかと確認をしたし、副市長に報告をした折にもその点はきちんと確認するようにとのことであった。情報開示の部分についてもいろいろな面で提出をしているつもりであり、一生懸命やっているつもりだが、それが隠しているといったようにとられるとすれば何なりと叱責を受けたいと思う。情報開示については今後とも的確に、また皆様のお叱りも受けながら図っていきたいと思っている。

委員長 他に質疑はあるか。

堀田 当初逮捕された時点の厚生常任委員会の際に保健福祉部長は謝罪をしなかった。マスコミ等にも滝川市は謝罪せずとの見出しが出た。本来であればこういった大きな問題になるのはわかっているはずなのに謝罪をしなかった。私が推測するには市長、副市長、会計管理者、当然弁護士も含めて相談したと思うが、どうして謝罪をしなかったのかその辺をきちんと説明できるか。

居林部長 この詐欺事件が明らかになって2回目のときに山腰議員からなぜ1回目に謝罪をしなかったのかとの話があった。その折にも説明をしたが、片倉勝彦も含めて逮捕がされるものと思っていた。ところが逮捕はひとみ容疑者と介護タクシー会社の2名だったので、勝彦に関する情報についてはその段階で話ができなかった。今は謝罪をすればよかったと思っているが、そのようなことも含めて十分皆様方に話ができない状況だったので、4名逮捕の段階でそういう形をとらせていただいた。

委員長 事前の相談に關しての答弁を願う。

居林部長 1回目の報告を上司にしたが、その折に謝罪をすべきだという指示もあり、私としても皆様にきちんと謝罪をすべきだという判断をしたので、第2回目に謝罪を申し上げた。

堀田 私の質疑と少し離れている。なぜ1回目に謝罪をしなかったのかということ。出だしのときに謝らないで事務上は何もミスがなかったと通し、2回目で謝った。1回目に謝らなかったのは勝彦の絡みだと言うが、その相談を1人で決断したわけではないと思う。その辺がどのようになっているのか、だれと相談したのか伺う。

居林部長 厚生常任委員会の答弁については私に任されているので、私の判断で1回目のような形になった。

委員長 休憩する。再開は15時20分とする。

休 憩 15:10

再 開 15:20

- 委員長
本間委員外議員 委員会を再開する。
先ほど若干漏れていたところがあったので確認をさせていただく。
- ① 11月の8日間で445万円。11月16日に390万円。この差額は11月9日に支払った分の1日分なのか。
- ② 11月9日から15日までの支払いをしなかった分について請求があがっていると答弁したが、その総額について聞きたい。
- 高田副主幹 ① 最後の11月9日に起票した支出命令書の方だが、11月2日から11月8日までの分である。1日分は先に支払われている。
- ② 確認する。
- 本間委員外議員 16日に支払いをしているが、その仕組みの中にそれをとめられなかった問題があるのではないか、起票日に会計課へ伝票がいき何もなく支払われてしまったのではないかと考えられる。こういう動きがあると会計課に情報提供をせずに自動的に支払われてしまったということなのか。その辺についてはどうか。
- 居林部長 今言われたとおり、その週については慎重に扱うべきだと思っていた。いつ逮捕されるか、とめられるのではないかと判断をしていた。会計課の段階でもとめられるような措置はとっていた。ところが逮捕日が19日となったので、16日の朝の時点でとめることができなかった。
- 委員長
窪之内委員外議員 他に質疑はあるか。
- ① 詐欺事件での処分は保留して覚せい剤での逮捕については、新聞報道で知ったということだが、新聞に出されていた報道については事実なのか。警察から市役所にどのような報告がされているのか。
- ② 札幌へ行く前の生活保護受給を始めてから現在まで、担当していた地域の民生委員から片倉に対する情報は寄せられていなかったのか。容疑者の自宅は一種異様な状況だということは近所の住民も認識していると思う。私は全く離れているが、すぐにわかった。多分一般市民だけではなくて市役所の職員も含めてそういう情報が寄せられていたのではないかと知っている。その情報提供の有無、その内容、それに対する福祉事務所としての対応はどうだったのか伺う。
- ③ 前回も質疑したが、医療扶助継続に疑義がある場合には、福祉事務所長、査察指導員、嘱託医、担当する地区のケースワーカーが集まってその疑義がある人のことについて検討を行うとされている。その際、担当ケースワーカーは各種給付要否意見書及び診療報酬明細書を検討の上、その意見を付すこと。医療事務担当者は必要な連絡、資料の整備を担当するとあり、こうした定めに合った検討がされていないということは、この間の答弁でわかった。こうしたシステムについてやらなければならないという認識を持っていたのかどうかということと、こうしたシステムがずっと確立されていなかったのか。
- ④ 主治医との関係だが、毎日通院している患者について直接札幌に行き主治医に面談した上で入院の必要はない、札幌への転居も必要ないとの回答だったと答弁されている。こうした診断自体は常識では不可解だと考えられる。こうした診断にだれも不信を持たなかったのか。考えられるのは勝彦の場合は北大なので医師派遣への影響などを考えてものを言えないということがあったのか。その辺についても伺う。
- ⑤ 通院の証明については資料要求で出されるとのことだが、ひとみ容疑者が

利用した150万円のタクシー代については、実際に利用していなかったことをタクシー会社が認めているとのこと。タクシーの利用がないということであれば当然主治医の通院証明についても疑いを持つのは担当として当然のことだと思う。こうした疑問について今福祉事務所として再度主治医と面会したり、確認をとるなど行おうとしているのか。主治医との関係についてだが、検証の上で、捜査の関係もあるからと連絡も確認もしないということは避けて通れないと思う。主治医との関係についてどのようなことが行われているのか伺う。

⑥ 移送費が詐取されたとなると他の扶助も正しかったのか、保護決定そのものが違法だったという可能性も出てくる。この点についての説明はいつごろまでにどこで検証されることとなるのか。

⑦ 被害額が確定した場合には国からの交付金額が差引きで減額されるということになる。市長にも行政報告のときに聞いたが、受給者へ返済を求め戻ってこない場合は国が国庫負担することになると新聞報道であった。そのとおり確認してよいか。戻ってこない場合、国が認定しないと負担もしないと思う。裁判を起こして実際に資産がないことが確認されるなど国が認定するための条件がいろいろあると思うがその辺について伺う。

⑧ 市長は市民が納得のいく責任をとるとの決意を示されているが、福祉事務所長として責任をとる時期はいつと考えているのか。

居林部長

① 今回私どもも新聞報道で処分保留と知った。お金の使途が不明で処分保留になったというが、処分保留になると一般的には不起訴と考えられるのではないかと懸念もあった。警察では不起訴ではなく、根拠の洗い出しをした上で起訴を前提に前向きに捜査が行われていくと。私どももそう理解をしている。

⑤ タクシー移送の150万円について主治医と話すべきではないのかという質疑だが、私どもは今回の処分保留の中身について詳しくは聞いていない。私どもが持っている情報は、当初逮捕されたときに自宅からは行っていないが、通院はしていると話を聞いているので、その日に医者に行っているかいないかは確認をとっていない。現段階で主治医と話をする段階ではないと思っている。

⑥ 保護決定そのものの説明について、点検をする気持ちではいるが、検証委員会や厚生労働省でも保護費全体がどうなのかといったことは考えていないと私どもは認識をしている。

⑦ 被害額の差し引きだが、不正受給があった場合は当然本人に請求をする。ただそれが取れないと不納欠損という形になる。今回厚生労働省とも話をしているのは、第78条に該当するのか、あるいは移送費そのものに焦点を当てた場合、移送費の認定について疑義があるとすれば別なやり方があるのではないかと。もう少しこの辺については厚生労働省とも今後いろいろな調書を出す段階で聞いていきたいと思う。

⑧ 私の責任についてだが、私はこの事件にかかわりを持ち、多くの皆さんに迷惑をかけ心配をかけている立場である。この事件が解明され皆さん方も納得された段階で、あるいは市長から委任を受けており、指揮監督権を受けている立場なのでもっと早くに何らかの処分が考えられるが、私としては全部が明らかになった時点でそれなりの責任を果たすべきだと思っている。責任についても定められた規則があるのでそれに基づいた責任と思っている。

越前主査

② 受給開始から片倉に対する情報が寄せられていなかったか、道の特別監査でも言われているように民生委員との連携がうまくとれていなかった。今回一般の方から生活状況などの情報をいただいた。教育関係サイドとは連携をとっ

ていた。

③ 疑義のある場合、所長、査察、嘱託医、ケースワーカーの4人がそろったシステムとして機能していたかということだが、先日も答弁したが、4人がそろってということは私が査察になってからはなかった。ただ、所長、査察、ケースワーカー。査察、嘱託医、ケースワーカーの3者で集まり話をすることはあった。

④ 影響を考慮して主治医にものを言えないのではとのことだが、私のレベルではそういったことまでは考えていない。

窪之内委員外議員

① 民生委員との連携がとれていなかったことについてだが、周りからいろいろな情報が入ってくる中で申しわけないが、民生委員は何をしていたのかと。民生委員がどなたか知らないし、いろいろな事情もあったのかもしれないので個人攻撃はしたくないと思っているが、いろいろな問題が明らかになるのがかなり遅かった。話を聞くが対応しないという福祉事務所の中に真剣さがなかったのか。その辺についてどういった情報があって、どのように対応したのかは具体的に出てきていないのでもう少し詳しく答弁願う。

② 社保第117号の2（2）はこうしなくてはならないといったシステムではなくて、できればしなさいととらえるべきなのか。私は疑義がある場合は、こうしなさいというシステムだと思っている。その辺の認識についても伺う。

③ 主治医についてだが、一般常識でどうかと考えれば主治医の判断はおかしい。毎日滝川からストレッチャーで来て、入院も転居も必要ないという医師の判断は常識ではおかしい。そのおかしいと思う主治医に対して話をしようとしするのは、その裏に何かあるのかと勘ぐりたくなる。当然警察とは別に福祉事務所として主治医とどうだったのかも一度面と向かって話すべきだと思う。それは検証委員会でもすると思うが、その点についての考えを伺う。

④ 厚生労働省も保護費全体については考えてないと言うが、札幌の温泉つきマンションに住んでおり、資産を持っていたら生活保護を受給できない。点検するつもりではいると話されたが、それでいいのか。もちろん警察との連携も必要だと思うが、徹底的に点検しなければならないのではないのか。そう考えると、被害額や不正受給額がもっと大きくなる可能性があるのに厚生労働省も保護費全体として考えていないのは、一体何なのかと思う。それが市民の感覚だと思う。

⑤ 第78条との関係だが、不納欠損金となったときは国が負担すると。5年とか3年とか法的な不納欠損の記述だと思うが、国が負担するとなれば国民の税金ではあるが、滝川市にとっては負担しなくてもよくなってくるのかなと思う。でもそうではなくて、滝川にとっても国にとっても、もっと被害額をきちんと納めてもらえる方法があると理解していいのか。

⑥ 責任のとり方について、私は部長が示された方向でいいと思う。

居林部長

③ 主治医との話について現段階ではまだ難しいと判断している。医療機関との関係が明確でないままにいろいろ動き出すということは捜査の支障にもなると思う。一般常識といった話もあったが、現段階では主治医と連絡をとってどうこうするのはまだ早いと考えている。

④ 保護費そのものの点検について、表現がまずかったのであれば訂正願いたい、当然点検をしなければならないと思っている。

⑤ 第78条の関係はもう少し勉強させていただきたい。ただ国がその分を簡単に補填するとは考えられないと思う。私どもは真摯に国の調査にこたえ、なる

- べく滝川市に損失を与えるようなことがないように努力をしていく。
- 越前主査 ② システムの関係だが、こちらは実施要領、運営要領で定めるところによるほかとなっている。こういったものをもって強化しなさいとなっている。先ほど言った3者でやりその中での意見を一致させる形をとっている。
- ① 状況提供の関係だが世帯の関係もあるので中身についてははっきりとは言えないが、先ほど教育関係と言ったが、そういう関係機関に状況を聞いたり、いろいろな情報が入ってくる中で、私たちも訪問回数などをふやしていったという経過がある。
- 窪之内委員外議員 主治医との関係だが、どうも納得できない。移送費で詐欺事件が起きており、ストレッチャー移送には医師の診断がものすごく重要だと思う。医療機関との不正な関係が明らかになっていないということを言っているのかと思うが、移送費と医療機関は密接に関係しているので、関係ないわけがない。検証委員会がいろいろな人たちを検証するように、かかわった医者なので当然検証の対象にすべきだと思う。まだ早いということだめらっているのは、かえっておかしいと思ってしまう。改めて伺いたい。
- 居林部長 検証委員会が医者に話を聞くかどうかは把握をしていない。私たちとしては医療機関が不正だとかそういったものが明らかでない限り今の段階では早いという判断をしているということである。
- 窪之内委員外議員 感情的には納得できない。なぜそこに遠慮するのか。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水委員外議員 ① ひとみ容疑者と勝彦容疑者、それぞれの給付要否意見書が10月に取られている。その中でひとみ容疑者に関して2つの日付があり、主治医が同じかわからない。主治医の名前や病院名について個人情報だということはわかるが、同じ主治医かどうか、これを個人情報にされてはこの委員会の調査は全く機能しない。そこでまず1点。ひとみの10月2回の給付要否意見書はストレッチャーとなっており、1枚は16日、1枚は4日。両方とも2カ月を要すると書かれている。この主治医は同じなのか。勝彦容疑者については6月1日と12月25日の2枚の要否意見書が出ており、ここではストレッチャーが必要かどうかについては無記入である。でもなぜかストレッチャー型を認めた。勝彦の主治医も2枚書いてあるが、これも同じなのか。つまり4枚の主治医の署名があるが、この4枚はA、B、C、Dなのか。それともA、A、B、Cなのか。その程度でいいので伺う。
- ② 医療扶助意見書は5枚出ている。滝川の医療機関をAとするとほかの4つのうちタクシー、ストレッチャー型を認めたのはどれかについても伺う。
- ③ 先ほどの4つの主治医A、B、C、Dとした場合どういう関係にあるのか。
- ④ ひとみについての医療扶助検討票は存在するのか。
- ⑤ 前回医療扶助検討票が資料で出されたが、行で分けているものともう1種類は列でも分けているものの2種類の用紙がある。行で分けているほうはタクシー通院についてという項目があり、もう一つはその項目がない。同じ医療扶助検討票で同じ時期、あるいは同じ日に使われたものに大きな様式の差があるのはなぜか。福祉事務所ではケースワーカーがつくった違う様式の医療扶助検討票を認めているのか。それともこの時期に大きく様式が変わったのか。この事情について伺う。
- ⑥ こういった経過を経て4月に支払いを決めている。120万円の領収書について支払うかどうかを検討はしているが、医療扶助検討票の前にタクシーを使

っている。電話で使っていないとも言っておらず、見積書も出ていない。こういう段階で生活保護を受けたばかりの人が持っているはずのない巨額の120万円を支払ってしまったという上で、恐らく福祉事務所でもかなりの激論があったと思う。どういう検討の上に支払うことになったのか。検討する中に当然前任者の課長、副主幹も入っていたと思うが、参加したメンバーも職種で伺う。

⑦ 3月17日の一番最初の鍵を握る電話対応についてだが、電話が入り保護が決定されなかったら支払うことができないという対応をしたと所長は答弁している。17日に電話に出たのはどの職種の方か。電話が来た時点で即答をしたのか、少し待ってもらって管理職も含めて検討されたのか。その翌日に大きな問題だということで検討がされ、もう乗ってはいけなとか、見積書が必要だとか、そういった生活保護上の手続にのっとった行動をとったのか。この3月17日以降、22日の保護決定までの期間にそういったことを行ったのか伺う。

⑧ 通常合見見積もりするのが当然だが、この委員会にはまだ出されていない。相見積書があるかどうかを伺う。

⑨ 福祉事務所は契約に関してどのような義務を負っているのか。地方自治体の支出に関して地方自治法第234条、施行令第167条の2では一定の条件が合ったときのみ随意契約にしている。地方自治体の支出なので当然のように適正価格にする、生活保護手帳で医療扶助実施方式の中に費用は最少限度の実費とするとまで書かれている。当然こういったような手続を踏まれたと思う。そこで随意契約にしなければならなかった理由について伺う。

⑩ 自治体が金額を決める場合に予定価格というものがあるが、予定価格を決めようとしたのか。それとも全く頭になかったのか。

⑪ 地元から見積もりを取っていないということは明らかだが、これまでの答弁で地元の会社に電話もしていないと答弁をされたような記憶がある。本当に市内の会社に確認をしなかったのかもう一度確認する。

⑫ 前福祉事務所長に会った。片倉氏が札幌に住んでいた時期の17年5月から3月の間に手稲福祉事務所に行ったと言っている。所長は一人で行くことはないと思うので、どなたが一緒に行きどんな話、どんな行動をしてきたのか伺う。

⑬ レセプトと通院証明のつけ合わせについてだが、11月の最終分まで1日1日を全部つけ合わせをして確認しているのか。

⑭ 先ほどから警察との関係で捜査を第一として支払った、捜査の支障にないように慎重になっていたと答弁されているが、警察に20万円ほどのタクシーを使っていると伝えたのはいつだったのか、はっきりとさせていただきたい。警察の捜査が優先になったのはいつごろからなのか。11月に慎重だっただけではないと思う。慎重になって払わなくてもいいお金を払っているわけだから、取らなければならない見積書まで慎重さ優先で取っていなかった可能性がある。どの段階から警察の捜査を優先にするようになったのか。

⑮ 情報開示についてだが、個人情報保護条例では審議会の意見を聞いた上で公益上特に必要があると実施機関、つまり市長が認めるときは出してもいいとなっている。福祉事務所長はこれは個人情報云々で委員会だから特別に出しているという言い方をするが、そういうやり方自体余り正しくない。これだけ委員会が続いているので、審議会の意見をきちんと聞く段階にきているのではないのか。今回も出せないとか、真っ黒になるとか言うが、審議会は真っ白で出せと言うかもしれない。逮捕されたら顔写真も載るし、どんな家に住んでいるかも、何から何まで載る。なのになぜ一番解明しなければならない委員会でそう

いったものが隠されるのか。極端な話ではあるが、片倉氏の顔写真ぐらい見せてもらってもいい。審議会を近々開くことについて、市長にそういったことを上申し実現することの考えを伺う。

⑯ ケース台帳はかなりの厚さになるというが、そのうちレセプトはどのくらいなのか。ケース台帳にいつ合議が行われ、嘱託医がこう話したとか、どれくらいの頻度で訪問したのかも含めて黒で塗られてもそれなりに私たちは読み取れる。レセプトや通院証明を除いたら何枚くらいになるのか。ケース台帳にはほかにどのような書類が入っているのか書類名で答えていただきたい。

⑰ 引っ越し費用について問題なのは業者払いの分である。引っ越しについても業者払いで、なおかつマスコミが60万円支払っているといった報道をしている。どんな見積書で実際にいくらかかったのか。それに対して札幌ではいくらかかったのか。こういったことが、高い領収書を持っていったら払ってくれるんだという1つのきっかけになった可能性があるのでは。

⑱ 暴力団の問題についてだが、3月当初に電話で警察に確認をした結果はどうだったのか。容疑者は平成11年ころから保護を受けており、容疑者が組関係者だということは多くの人が証言している。平成11年から保護の中では片倉容疑者が組に入っていた、組を脱退して何年目だったという把握が当然あったと思う。どのような把握をしているのか。

居林部長

⑮ 個人情報保護条例の法の趣旨は、特定の個人が識別され、また識別され得るもの、特定の個人が明らかに識別できる情報といったものは非公開とするといった原則がある。先ほど話のあった審議会についてはきょうこれが終わって法制当局とも相談をさせていただきたいと思っている。

越前主査

④ ひとみの医療扶助検討票はある。

⑤ 医療扶助の用紙は2種類ある。ストレッチャー云々と書いてあるものについては、実際に医者のアポがとれなく、伺えない場合にこちらから聞きたいことを文書にして送付し、医師に書いていただき送付してもらっているものである。この中に書かれているものはそのケース、ケースに応じて聞きたいことが変わってくるので内容も変わってくる場合がある。もう一つは私たちが医師のもとへ出向き話を聞くときに使っているものである。

⑬ 通院証明とレセプトの関係だが、確認をしている。

⑭ ストレッチャータクシーを使っていることについて警察とは話をしているが、それがいつなのか正確なものは記憶にない。ただ警察との正式な連携は申し上げているとおり6月である。

⑯ ケース台帳には、生活歴、私たちが訪問したときに話した内容、世帯のこと、医療扶助検討票も入っていたり、病院にかかったときにこちらから保険証のかわりに出すものがあるが、それを出すための書類などさまざまなものが入っている。レセプトについては別扱いで綴ってある。

佐々木参事

⑨ 随意契約に関する部分だが、この医療扶助費については業者と市との契約ではなく、被保護者が利用タクシーを選択し、費用を現物給付として市が業者に支払うシステムになっていることから、こういった随意契約の取り扱いはされていない。

⑩ 予定価格についてだが、被保護者から申請書と選定した業者からの見積書をあわせて提出する仕組みになっているので、この場合市が発注する業務の予定価格を定める形はとられていない。価格の妥当性を慎重に検討していく義務はあると考えている。

越前主査 ⑧ 3月の時点では見積もりを取っていない。時期がずれているが、もう一社見積もりを取っている。ただ生活保護の性質上、本人が取った見積もりもこちらの資料として持っている。今現在委員会等には提出していない。

居林部長 ⑥ 3月に片倉夫婦が帰って来て4月に支払うかどうかの検討について、当時の担当者が出席していないが、私どもはそれなりの協議をしたと聞いている。メンバーなどについては確認の上、次回答弁したい。

⑦ 3月17日の電話対応職員は査察指導員のはずである。即答したのか、その時点で管理職も含め相談したのかについては把握をしていないのでこれも含めて次回答弁したい。

佐々木参事 先ほどの本間委員の質疑についての答弁だが、11月9日から11月15日分の未払いの請求書の額は、片倉勝彦195万円、ひとみ125万円となっている。

越前主査 ⑬ 当時の査察指導員が警察に電話をして今現在そういった活動をしているか確認をしている。警察からの返答については電話になるが、そういった活動の把握はしていないと回答をいただいたようだ。片倉が元組関係者なのかは守秘義務、個人情報保護条例の関係で今までも話していないと思うが、生活保護を受給される方の生活歴は事細かに聞くので、もしその方が組関係に属していればその件について私たちは把握していることになる。

居林部長 ⑭ 引っ越し代について清水議員はこれがきっかけになっていたと判断をされているようだが。

清水委員外議員 可能性と言っている。

居林部長 可能性があるとされているが、私どもとしてはそのような認識をしていないので、移送費の問題について答えたいと思う。

委員長 再質疑はあるか。

清水委員外委員 全然答えられていない。主治医についても。

委員長 清水委員外議員の質疑を整理する。残っている部分は前福祉事務所長が手稲に行った件について。

居林部長 ⑫ 当時どういった理由で手稲に行ったのか以前担当していた者に聞いて次回答弁したいと思う。

清水委員外議員 ① 3月17日に査察指導員が電話で話したのは、多額のタクシー利用が始まる起点である。この時に何をどのように答えたかは当然検証委員会に出されていると思う。検証委員会では言って議会では言わないのは話にならない。要するにイエスと言ったのかノーと言ったのか。前回答弁されたのは生活保護が決まらなければ払わないということだけ。もっと長い電話だったと思う。もしそれだけだったら逆に生活保護が決まったら出すということである。どんなタクシーに乗るのか、いくらくらいかかるのか、そういう話を電話でしたのかどうかが一番大事なことで、具体的に話したことについて答弁願う。

② 契約についてだが、医療扶助の場合は契約の扱いをしないとどこにも書いていない。地方自治法というのは地方公共団体の支出に関してすべてこれでやれと書いてあるので、勝手な解釈をされては困る。なぜそのような解釈が出てくるのか。それは巨額だからだと思う。普通タクシー代は領収書を持ってきて支払う、バス代は1カ月分支払う、こんなときは毎回見積もり合わせはしない。福祉事務所は、引っ越しのときも被保護者が持ってきた金額を見たら疑うべきものかどうか分かるはず。今回疑うべきでないことは全然違う。今回は入札までしなくても予定価格や本人に任せないで、見積もりを取るなどをきちんとやるべきだった。今になって適正、妥当性について検討すべきだった義務

は免れないと言っているが、そんなことで済まされる問題ではない。何でこのようにときに妥当な価格を出そうという努力をしなかったのか。市内のタクシー業者に本当に1回も電話をしたこともなければ聞いたこともないのか。先ほどの答弁漏れについても確認をしたい。

③ アボがとれなかったときにこの医療扶助検討票を使ったという答弁だが、タクシー通院について認めた医療機関だけが会えなかったことになる。アボがとれなかった場合に送付をして送り返してもらったと。要するに実際に会えないから具体的に書いてもらわなければならないために、わざわざタクシー通院について書き入れたのだと思う。永井担当と越前査察、越前担当と酒井査察の名前が載っているが、本当にこのとき札幌の主治医に会いに行っていないのか確認したい。

④ 引っ越し代は医療扶助ではなく生活扶助の中の移送費である。業者払いという点で一緒であり、金額も大きい点で一緒である。報道されたのは60万円。札幌と滝川の間をどんなにかかっても20万円か30万円くらいだと思う。単身者が市内で引っ越すときは3カ所の見積もりを出してもらい、1万5,000円でやってもらった。60万円と報道されたことが違うのであれば、福祉事務所として疑いを晴らさなければならない。なぜそこまで情報を出さないのか。なぜそこまでこだわるのか。その理由について伺う。

⑤ 暴力団に関してだが、この一家が暴力団と関係を持っていたことは多数の方が感じている。暴力団関係者の場合は保護の停止について検討しなさいという通達が出ているので、それにのっとってやったかどうかを確認をしたい。この暴力団関係者というのは、暴力団員、元暴力団員等4つに分かれている。暴力団から脱退し5年以上経過しており、その間反社会的行為やその他問題行動がないと認められるものは、元暴力団から外すことになっている。逆に言うと、問題行動が認められたらこの通達にのっとって警察への照会や暴力団から脱退の手続をさせ、その手続をしない者に対しては保護を廃止していいと書いてある。こういったことにのっとってきちんとやったかどうか伺う。

⑥ 警察にタクシーのことを言ったのは6月と言っているが、私は去年の秋に高いタクシー代の情報を伝えたと聞いている。そこを確認したい。

居林部長

① 3月17日の電話について前回も答弁したが、まだこのときは生活保護のケース会議も開かれていない。当時担当だった査察からは、本人から病院に行くという電話があったが、決定前なので自己負担になるかもしれないことを伝えたと聞いている。その時点でいくらかかるのかといったことまで話したのかは、確認させてほしい。

② 市内業者から見積もりを取ったのかという質疑だが、今回いろいろな形で皆さんから疑問点が出されているので、当時の担当者や査察に詳しく話を伺った。札幌で利用していた介護タクシーというのは救急車仕様であり、酸素吸入の対応もできるものであった。滝川市内で見積もりを取らなかったのは、単にストレッチャーの入るタクシーは知っているが、救急車型のタクシーはないという認識をしていたので見積もりを取ることは難しいと判断をしたそうである。

④ 引っ越しの関係についてだが、移送費ということで答弁する。滝川から札幌への引っ越しで60万円と報道された。その折には市内にある専門業者の見積書が添付されており、60万円以上の金額だった。推測だが、家族が多いので相当多くの荷物の見積もりがあったのだと思う。ちなみに札幌から滝川に移ると

- きにはその1.2倍まではいかないが、そのくらいの引っ越し代が札幌から支給されている。
- 越前主査 ⑤ 暴力団関係のケースについて答弁する。清水議員は暴力団関係者の取扱い指針を見ているのだと思う。区分には、現に暴力団に所属している者、元暴力団員、過去に暴力団に所属していた者、暴力団員とその家族、その他となっている。先ほど言っていた脱退届や離脱証明書という書類だが、警察で暴力団と把握している者、もしくは自分が暴力団に所属していると言った者が、生活ができないので自分は暴力団を脱退したいという話になったときに誓約書などを取って、生活保護の申請を受けるといった形になる。今回のケースの場合、警察では暴力団とは把握をしていないということなのでそういった書類などは取っていないが、この指針にのっとって事務手続を進めている。
- 佐々木参事 ② 妥当な価格を出そうとしたのかという質疑についてだが、先ほどの私の答弁に関して、当然タクシーの賃借料にしても地方自治法第234条に基づいた支払い手続を根底に置いて進めるものと解している。このケースについては支出を行っていく上で価格の適正に対する検討を十分にすべき義務を背負っていると認識している。この場合、当時の状況を聞くところによるとこの同種同様のストレッチャータクシーが滝川にはなく札幌で3社把握をしていたと聞いている。そういった中でもう一社の見積もりを入手しそれに基づいてこの価格を判断したと聞いている。
- 越前主査 ③ 医療扶助検討票が2種類ある中で、ストレッチャー付となっているものだけが送付されているのではないかという話だったが、まず送付したものについては、車いす対応やストレッチャー対応に丸だけをつける欄が別にあるので、そこは黒塗りになっていないが、そこの主治医意見は真っ黒だと思う。これについては先ほどの個人情報の関係で塗られてはいるが、実際これについては私が主治医訪問を行っており、その中でストレッチャーが必要だという意見をいただいている。
- 清水委員外議員 ① 書類を送付したということは、永井担当と越前査察、越前担当と酒井査察は札幌に行っていないということか。その辺を具体的に説明願う。
 ② 暴力団関係についてだが、少なくとも18年3月から片倉が暴力団かどうかという検討がされていなかったことはわかった。この世帯の中に組に入っている方がいるといううわさもかなり流れているが、こういったことについて検討されたことはあるか。
 ③ 消防の救急車は消防法で定められているが、民間の救急車仕様とはどのようなものなのか。基準などがあるのか。滝川の業者に聞いていないと言っていたが、救急車仕様のタクシーは市内にないと断言したということは滝川で調べたということだと思う。その辺についてもう一度説明願う。
 ④ 片倉ひとみ容疑者も同じ25万円である。片倉ひとみ容疑者も救急車仕様のタクシーが必要だということにだれしもが疑問に思っている。本当に必要だったのか。
- 越前主査 ① 医療扶助検討票の件だが、調査年月日3月16日の酒井、本庄、3月30日の越前、3月31日の永井については会ったのではなく郵送している。3月30日の越前、3月31日の永井については実際に医師に会って話を聞いている。
 ② 暴力団の関係だが、18年3月の保護開始当初、福祉事務所として道に報告する際には元暴力団という把握をしている。18年度1月監査の時点でも元暴力団という報告はしている。ただそのときの監査では先ほどの5年という指針も

居林部長

あるので元暴力団という範疇ではないとの話もあった。それらのことから福祉事務所として判断をし、19年度については元暴力団という扱いをしていない。

③ 先ほど民間救急車という話をしたが、札幌には車の中で酸素吸入などができるものがあるとヒアリングの時点で知った。当時の担当者は、そういった介護タクシーを札幌にいたときに使っていたのでそれを踏襲したのだと思う。ただもう少し確認をしなければいけないとは思っている。

④ ひとみ容疑者についてだが、当時私もいたので、なぜ同様のタクシーが必要なのかをもう少し詳しく調べる必要があったと反省をしている。安易に認めてしまった反省点はあるが、後日医師の意見書で夫婦同様のタクシーが望ましいというような判断がされたのも事実である。

清水委員外議員

① 18年度の監査で元暴力団と認定していたという重大な答弁変更があった。この前は5年たった元暴力団ではないと答弁されていたと思う。ここには過去に暴力団に所属していた者及びこれらの者と類推する活動等を行った者と書いてあり、年数については何も書いてない。さらにこういうケースについて問題行動がないと認められる者は元暴力団の把握から除外すると。19年度の監査のときに元暴力団から外れたということは、片倉が問題行動がないとだれかが判断している。18年度はもう既に1億円以上払っている。これだけの問題行動があるのになぜ外すのか。

② 19年度、18年度の監査のことを言われたが、これはいつ行われてどういうものなのか。

③ ひとみに関してはもう一つ疑問がある。医療扶助要否意見書は2カ月たった取り直さなければならないと思う。2カ月後に取り直したのか。

④ 3月31日の書類には札幌に送ったものと行ったものがあり、3人の主治医が認めていることになる。夫婦同じものが望ましいと言ったということは夫の主治医は妻について知っており、妻の主治医は夫について知っている。つまり同じ主治医である。しかし勝彦とひとみは全く違う病状だと聞いている。専門外の医者から意見書をもらったと思われるが、これについて先ほどのA、B、Cの関係を整理して後で答弁をいただきたい。

越前主査

① 暴力団関係だが、清水議員が持っているのは何の書類かはわからないが、私の手元に暴力団関係ケース取扱指針というものがある。

清水委員外議員

同じものである。

越前主査

① これは改正後のものだが、このような表があり、その下に暴力団から脱退し、その後5年経過し、反社会的運動云々と書かれている。暴力団ということが基本になっているので、暴力団活動を行っているかどうかというと、暴力団活動としては行っていないとなる。警察との連携もある中でそういった動きをしていないかと確認もしている。生活保護法上で言われる元暴力団のくくりからは外れている。過去の経歴などは処理上残っているが、元暴力団という該当においてこの方への私たちの扱いは変わっていない。

② 18年度監査は19年1月、19年度監査は19年9月である。

③ 医療扶助は2カ月後に取り直していない。

清水委員外議員

① 越前主査は、問題行動とは暴力団活動だと言われたが、それはあなたの解釈である。片倉容疑者の家の前には名義は違うが、片倉が支配している車が随時五、六台ある。近所に対するごみの問題、騒音の問題、暴走行為の問題もある。なぜ問題行動がないと認められるのか。生活保護の方の家の周りに高級乗用車が何台もあり、生活保護を受けている息子が暴走行為をしている。暴力団

にかかわっている問題行動ではないかと疑わないほうがおかしい。既に1億円をとっくに超えている時期の19年1月、問題行動ではないというのは解釈の間違いだと思う。この点を道に確認して次回答弁願う。

② ひとみについて意見書を取っていないのは重大である。医師は2カ月間はタクシーが必要だと言っている。何のための2カ月なのか。2カ月というのは大体治るだろう、もう必要がないだろうということ。そしたらそこでタクシー利用をやめるのが普通である。それでも乗るのであれば、それはだめだと言うか、もう一度要否意見書を取り直すのは当たり前のことである。こういうことをしないで毎月2,000万円近くを払い続けている。なぜ取り直さなかったのかははっきりと答弁願う。

居林部長 要否意見書を2カ月で取り直すことは、今の段階では当然の措置だと思う。検証委員会でもそういった私どもの事務処理上の落ち度が明らかになると思う。それは改善策にもつながってくるが、深く反省をし皆さんにおわびをしたいと思う。申しわけない。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。休憩する。

休 憩 17:01

再 開 17:12

委員長 休憩前に引き続き委員会を再開する。

○所管事務等に対する通告質問について(酒井委員)

1 生活保護不正受給

酒 井 (1-1 別紙質問通告書に基づき質問する。)

(2-1 別紙質問通告書に基づき質問する。)

居林部長 滝川市立病院の院長に出席要請があったことは承知しているが、院長は滝川市の医療の最前線の責任者であり、現場を離れるのが難しいことは皆さんの理解をいただけるのではないかと思います。本日は都合が悪く、昨日通告書を院長に見ていただいた中で話を伺ったので、私から答弁させていただく。嘱託医の職務は指定医療機関と福祉事務所の橋渡しであり、査察指導員、現業員への助言、指導のほか、各給付意見書等の検討を通じ気づいた点を担当現業員に知らせ、決定実施を誤りなく行わせることにある。意見書の嘱託医意見欄については、主治医の要否意見書を確認、検討をし、それに対して特段疑問がなければ検証した証として押印しているものである。私たちもそのように話しているので、特に気づいた点や疑問点がなければ記載をしていないのが通例であり、嘱託医もそのような理解をしている。当然嘱託医として疑問があれば主治医に照会をする。今回のケースについても嘱託医の立場で、ストレッチャー対応の必要性について電話で問い合わせをしたことがあったと聞いている。その折に主治医からは必要という返事だったと。嘱託医はあくまでも査察指導員、地区担当者等からの要請に基づき、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導を行うもので、医学的に判断をするものである。金額云々で判断すべきことではないので、福祉事務所として嘱託医に金額の話はしていない。もう1つ市立病院長は生活保護の移送費についてつけ加えられていた。こういったことについては私どもの査察や担当員が行き話をするが、制度的に強力に転居指導ができない、また遠隔地といっても範囲も何もないので制度自体に疑問を抱いている。そういった意味の話を査察や担当ケースワーカーにたびたびしていたと伺っている。

谷田部会計管理者 先ほどの酒井委員の質問の中で、3月に知ったというところがあったが、私にはその3月という意味がよくわからない。人事異動したのは去年の7月であり、この事実をある程度知ったのは伝票が回って来た11月ころだと思う。支出の方法と関係について話をさせていただきたい。地方自治法第232条の4第2項で当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができないとなっている。逆に言えば、債務が確定していれば支払いをしなければならないというのがこの条文である。具体的な支出の手続については滝川市の財務規則第79条から第82条に書いてあるが、第79条では、支出はすべて債権者から提出された請求書あるいは押印された支出命令書により行わなければならない。第80条では、前条の規定による請求書の提出があったときは、支出負担行為の確認をするとともに、その記載内容を調査し、誤りのないことを確認しなければならない。第81条では、歳出金の支出命令はすべて支出命令書によらなければならない。第2項では、所属長は前条の規定による確認を終わったときは、直ちに支出命令書を起票し所定の決裁を受け付属書類とあわせて会計管理者に送付するものとなっている。起票する場合には、支出負担行為及び支出命令の決裁がなされているか、金額の算定に誤りはないか、正当債権者であるか、支出の時期が到来しているか、配当予算を超過していないか、所属年度、会計及び支出科目に誤りがないかなどを見ながらやっている。会計管理者はその伝票を受け、また同じような視点でやっている。いわゆる第82条では、会計管理者は、前条の規定により支出命令を受けたときは、前条第3項の規定の例により審査をした後支出をしなければならない。この場合において、必要があるときは、現地を調査し、又は所属長に対し関係書類の提出を求めることができる。第2項では会計管理者は、前項の規定による審査の結果、支出することができないと認めたときは、市長に対してその理由を付して当該支出命令に係る書類を速やかに返戻しなければならないと書いてある。以上のことから支出できないということがない限り、改めて原課にそれを戻し、市長に報告をするということはないと考えている。自己責任ということであれば、検証委員会の中で問われるであろうと思っている。11月ころに当時の会計課長と伝票を見て少し額も多いし、滝川に住んで札幌に通院しているのであれば、移送費も莫大だから引っ越しなどをしたほうがいいのではないかなど話をさせていただいた。12月に道の監査があるとのことだったが、1月にずれ込んだ。その結果、道の監査では問題がないとのことだったので、基本的には問題がないものとして対応をしてきた。

酒 井 ① 嘱託医についてだが、嘱託医が出席しない以上、質問しても仕方がないことである。先ほどの答弁の中で多忙であるということだが、緊急を要することであり、出席をさせないのは市長の責任もあると思う。この件については嘱託医の出席を求める。

② 会計管理者の責任について詳細に述べられたが、伺いたい。債務が確定したら処理しなければならないというような話をされた。しかし会計管理者としては債務が確定したものをすべて処理するのが仕事ではない。自治法では第170条に支出負担行為に関する確認を行うこととなっており、支出の原因となるべき契約その他の行為が支出負担行為であると説明されている。支出負担行為の確認が会計管理者としての責務だと思うが、こうした確認を怠ったのではないかと私は思っている。先ほど確定したら処理しなければならないと言った

が、それは逆であり、しっかりと確認をしなければならないのが会計管理者としての責務ではないかと思う。その辺についてどのように考えているのか伺う。

③ 会計としてとめることはできなかったのか。先ほど支出できないといったことがない限り、市長に報告をする義務はないと答弁された。こうした部分に疑問がある。会計課は独立した機関であり、市長から委任された機関なので、どこが支出をチェックするのかとなると、所管の4つの印と会計課の3つの印、その会計のトップは会計管理者である。どこで歯止めがかかるかという点では、そこで歯止めがかからないとすり抜けてしまう。会計課でとめることはできなかったのか改めて伺う。

④ 市長の問題にも関連するが、市長へ報告する義務はないとはいえ、話し合ったことがなかったのか伺う。報告する義務がないから全く話していないのか。現在においても市長と話し合っていないのか。話し合ったとしたらいつなのか。

⑤ 11月くらいに疑問を持ったということだったが、会計管理者としていつ疑問を持ったのか伺う。この件について、額が多いことなどがわかったのはいつか。要するに会計管理者として知ったのはいつか伺う。

谷田部会計管理者

② 伝票の関係だが、債権債務が確定しているかどうかは、基本的に正当な請求書があるかどうかということから見ていく。そのときにその会社がどういう状態であるかは私どもはわからないし、そこがだれかと結託して云々ということとはわからない。回ってくる伝票にきちんと印鑑が押されていれば、保護制度の中でいろいろと処理をしてきたものなので、基本的にきちんと請求処理がされてきたものと思っている。したがって正当な請求書である限り私どもとしてはこの請求書がおかしいなどと言えないので、支払うための作業に入る。

③ 支払い処理の中で違うと言えるものがなければ払わざるを得ないので、会計として支払いをとめることは難しいと思う。

④ 基本的に市長への報告はしていない。今も当時がどうだったのか市長とやりとりをしていない。

⑤ 疑問を持ったことについてだが、金額が高いと思ったのは去年の11月くらいである。いわゆる生活保護というのはかなり優遇されている。これだけかかるということはそれなりの重病人で生命の危険もいろいろとあるのだろうと解釈した。金額が高いと思い、制度上大丈夫なのかと課長に聞いてもらった経過があるので、疑問を持ったのはそのときだと思う。

酒 井

会計管理者として極めて問題があると思う。自治法ではこうした支出負担行為について確認をすることを求めているにもかかわらず、正当な請求書だと申し上げているようにとらえた。今までの委員会では、事務手続上に問題があったなどと言われている。しかしながら請求書が適正であったと言われたのは一度もない。きちんと判があり、請求書が出されたものは支払わざるを得ないという考えは、会計管理者としての資質に欠けると言わざるを得ないと思う。自治法第149条に会計を監督することと書かれており、市長が委任をしているわけである。委任をされている者であれば、市長に報告するのが当然のことである。それを支出できないという問題がない限り市長に報告する義務はないという規定はない。むしろ市長に対して会計管理者として機敏に報告するべきではないのか。その点で言えば、チェック機関である監査事務局は問題があるとして調査を開始し、その旨副市長に報告をした。その対応と天と地の差である。今回会計としてとめることが全くできなかった。市長との話し合いも持っていない。判が押されていればそのまま支出すると言われたことに対して、現在も全

	く問題がなかったと考えているのか。責任の一端が谷田部会計管理者にあると思っているのか。もしくは全く責任がなかった、適正な処理をしていたと思っているのか伺う。
谷田部会計管理者	会計管理者として資質がないと言われれば、それは甘んじて受けたいと思う。私に責任が全くないのかと今考えたときに、それなりにあるのだろうと思う。しかし、その正当な請求書とは何か。何でもそうだが、基本的に会社から来た請求書を確認するので、そのときにそれが違う、正当ではないものだどこで言えるのか。制度の中で進んできた事業であり、それに基づいて請求書や必要な付属書類がついてくる。それを見たときにそれなりのお金が出ていく。それはやはり正当なものの中で支出をしているものと考える。
酒 井	全く反省する気持がないように見えてならない。このようなチェックができる場所は限られている。例えば支出命令書だが、2,400万円や1回100万円を超えるものといった巨額な支払いに疑問を持たないのはあり得ないことである。担当している所管はそのまま自分たちがかわっている部分なので、チェック機能がなかったのかと言われれば、それについて事務的瑕疵があったと認めている。しかしそれ以外にチェックできる場所というのは会計課しかない。素人が見ても金額的におかしいのであれば、それを調査し問題がないのかと市長に対して報告をするなり、副市長に対して相談するなど、当然求められる。それが会計管理者としての責務であると思う。しかしながら、会計管理者はそうした責務に対し責任が全くないかと言えば云々とごまかしている。これは本当に問題である。最後にこの件に関して1回でも福祉事務所長と話をしたことがあったのか伺う。
谷田部会計管理者	この件に関しては12月の段階で課長、今年の5月ころだと思うが、新しい課長と大丈夫なのかと話をさせていただいた。福祉事務所長とは今年の5月か6月くらいに何とかできないものだろうかという話をしたことがある。ただ現状では難しいだろう、制度上の中で出てきていることなので極めて難しいだろうという話をした。
酒 井	この件について、本来であれば独立した機関としてしっかりチェックしなければならなかった会計課だが、チェック機能が働かず一緒にになってそうしたことができないと終わってしまったことは、滝川市としての事務的な欠陥だと申し上げたい。同時に市長に対しての報告についてもされていなく、支出負担行為についての確認という責務についても果たされていなかった。本来であればとめるべきであった会計課がとめられなかったのは、多いに問題があると指摘をして私の質問を終える。
委 員 長	酒井委員の通告質問を終了する。
清水委員外議員	答弁漏れがある。主治医のA、B、Cを調べて答弁を。
越前主査	先ほどの4枚の給付要否意見書についてだが、片倉勝彦については2枚、ひとみについても2枚である。片倉勝彦についての給付要否意見書、6月1日分と12月25日分についてはA、A。片倉ひとみの2枚の要否意見書は、B、Cである。
清水委員外議員	3月30日、31日、4月の間のA、B、Cについて、2人はタクシー利用に丸を書き、もう一つは黒塗りされているが、必要と言ったということなので、その3人についても答弁願う。
越前主査	3月16日の医療扶助検討票はD。3月30日の医療扶助検討票の丸のついてるほうはE。3月30日はA。3月31日はB。4月4日はD。

清水委員外議員 片倉勝彦容疑者について何人の医師がストレッチャーが必要だと言ったのか。ひとみ容疑者については何人の医師が言ったのか。そのうち同じ医師は何人か。分けて説明願う。

越前主査 片倉勝彦についてはA、Bはストレッチャー。Dがなし。Eが通常タクシー。ひとみについてはB、Cがストレッチャーである。

清水委員外議員 Bの医師についてだが、私は個人情報を知りたい気は全くない。Bの医師は、内科医、外科医、消化器か循環器、この程度は答えてもらわないと調査できない。片倉ひとみについては、BとCと言っているが、書いてあることが一緒である。担当が実際に行って聞きながら書いたためかもしれないが、ストレッチャータクシー、移送を要する見込み期間は2カ月となっている。BとCの医師の診療科目は同じなのかどうか伺う。

越前主査 BとCの要否意見書だが、私どもが書いたものではない。BとCは同じ科である。

清水委員外議員 片倉ひとみについては10月に20万円と25万円の見積もりが出ているので、その都度要否意見書を取ったということなのか。そうであれば同じ科でいいと思うが、札幌で同じ科の医院に2カ所行くのはどういうことなのか。BとCの科についても説明願う。

越前主査 担当科はBもCも耳鼻科である。なぜ同じ耳鼻科なのかというと、当初Bから要否意見書をいただいたが、同じ病院で担当医師がかわったのでCの医師に確認をとった。

清水委員外議員 A、D、Eについても診療科を伺う。

越前主査 Aは内科。Dは病院が違うが、これも内科系。Eについては精神科系になる。

清水委員外議員 内科は広すぎるので、せめて循環器、消化器、呼吸器などで説明願う。

越前主査 Aは循環器、Dは消化器。

清水委員外議員 25万円に金額が上がったときの根拠になった医師はBとC。しかもBとCは同じ病院である。つまり同じ病院の耳鼻科の医師がストレッチャーを決定づけたことになる。ひとみ容疑者は非常に病状が軽い。耳鼻科を受ける人がストレッチャーで酸素の吸引は必要ない。そういう酸素の必要のない耳鼻科医師が、特別な機能のあるタクシーが必要だと言ったことをそのまま受けたのか。

越前主査 医師の判断で決定をしているが、A、B、C、D、Eではなく、ほかに2人とも同じ科にかかっているところがある。その医師が2人とも同じタクシーでといった判断をしている。

清水委員外議員 今の答弁ではA、B、C、D、Eのほかに主治医がいるということか。このほかにどれだけストレッチャータクシーが必要だと言った医師がいるのか。

越前主査 正しい説明をできる自信がないので、後日でいいか。(よし)

委員長 ほかに何かあるか。休憩する。

休 憩 17:51

再 開 17:52

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

酒 井 資料請求する。タクシー相見積書のすべて。引っ越しの見積書。ケース台帳。これについては回覧でいいので出していただきたい。ストレッチャータクシーが必要だと認めたすべての要否意見書等。以上である。

委員長 資料請求が3件。回覧希望が1件。次回準備できるか。

居林部長 見積書、要否意見書等は黒塗りが出る可能性がある。ケース台帳もそうなると思う。

堀	資料請求の前に確認をしたい。今出されたすべての要否意見書の件だが、現状は札幌だけではないと確認してよいか。ほかの市町村の病院にかかっている要素はないのか。
居林部長	ない。
堀	では結構である。
委員長	以上で報告事項について終わる。
	2 その他について
委員長	何かあるか。(なし)
	3 次回委員会の日程について
委員長	次回日程については正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)
	以上で第8回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 17 : 55